

平成28年4月より

通所介護事業所のうち、事業所の“利用定員”が厚生労働省令で定める数（19名未満を予定）の事業所については、地域密着型通所介護となります。

『地域密着型通所介護』と『通所介護』の位置付けの判断となるのは、『指定通所介護事業所の利用定員』です。

『指定通所介護事業所の利用定員』とは、事業所において『同時に』指定通所介護の提供を受けることができる『利用者の数の上限』をいいます。

※ 実際に届け出られている『事業所の利用定員』により判断します。

※ 報酬算定上の規模区分（小規模や通常規模）、実際の利用者数の多い・少ないは関係ありません。

※ サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、『事業所の利用定員』で判断します。（具体的な定員の考え方は、以下の図を御参照ください。）

予定

“地域密着型通所介護”となる事例(事業所の利用定員:19名未満)

(例1) 事業所の利用定員 “10名”

「1日型のデイ」(1単位)で実施

【単位1】：月～金 9:00～17:00 定員10名

1単位(定員:10名)

9:00 12:00 15:00 18:00

(例2) 事業所の利用定員 “15名”

「午前・午後の半日型のデイ」(計2単位)で実施

【単位1】：月～金 9:00～12:30 定員15名

【単位2】：月～金 13:30～17:00 定員10名

1単位目(定員:15名)

2単位目(定員:10名)

9:00 12:00 15:00 18:00

“通所介護”となる事例(事業所の利用定員:19名以上)

(例3) 事業所の利用定員 “20名”

「1日型のデイ」(1単位)で実施

【単位1】 : 月～金 9:00～17:00 定員20名

1単位(定員:20名)

9:00 12:00 15:00 18:00

(例4) 事業所の利用定員 “35名”

「午前・午後の半日型のデイ」と「1日型のデイ」(計3単位)で実施

【単位1】 : 月～金 9:00～12:30 定員15名

【単位2】 : 月～金 13:30～17:00 定員10名

【単位3】 : 月～金 9:00～18:00 定員20名

1単位目(定員:15名)

2単位目(定員:10名)

3単位目(定員:20名)

9:00 12:00 15:00 18:00

(例5) 事業所の利用定員 “20名”

「午前・午後の半日型のデイ」(計3単位)で実施

【単位1】 : 月～金 9:00～12:30 定員10名

【単位2】 : 月～金 9:00～12:30 定員10名

【単位3】 : 月～金 13:30～17:00 定員15名

1単位目(定員:10名)

3単位目(定員:15名)

2単位目(定員:10名)

9:00 12:00 15:00 18:00

(例6) 事業所の利用定員 “20名”

サービス提供日(平日と土日)によって異なる定員(計2単位)で実施

【単位1】 : 月～金 10:00～17:00 定員20名

1単位目(定員:20名)

9:00 12:00 15:00 18:00

【単位2】 : 土、日 10:00～15:00 定員10名

2単位目(定員:10名)

9:00 12:00 15:00 18:00